

## 令和7年度第3回船橋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時 令和7年12月22日（月） 午前10時30分～11時20分

場 所 船橋市役所9階 第1会議室

出席委員	伊藤 研吾	市川市農業協同組合 常務理事
	佐藤 正憲	千葉県税理士会船橋支部
	篠田 好造	船橋商工会議所 会頭
	田中 大介	船橋青年会議所 専務理事
	茶谷 勝	連合千葉総武地域協議会 副議長
	早川 淑男	船橋市自治会連合協議会 会長
	山田 聰	公益社団法人船橋法人会 副会長
	山本 綾	千葉県弁護士会京葉支部
	山本 寛	青山学院大学 名誉教授
	吉田 綾子	船橋市民生児童委員協議会 副会長

事務局 総務部長、職員課長補佐、職員課給与係長、職員課職員

次 第 1. 開会  
2. 議事  
　　関係資料の説明、今後の審議会の進め方等  
3. 閉会

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

10時30分開会

## 1. 開会

### ○山本寛会長

それではほぼ定刻となりましたので、令和7年度第3回船橋市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日は、皆様お忙しい中、本審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日お越しいただいておりますのが、伊藤委員、篠田委員、茶谷委員、早川委員、山田委員、山本委員、私、佐藤委員、吉田委員となっております。

なお、田中大介委員は所要のため、少々遅刻されるということでございます。

それでは議事を始める前に、本日の傍聴の希望についていかがでしょうか。

### ○職員課長補佐

事務局です。本日午前10時から10時20分までの間、傍聴の申し込みを受け付けましたが、本日は傍聴の希望者はおりませんでした。

## 2. 議事

### ○山本寛会長

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。まず事務局より、本日の配付資料の確認をよろしくお願ひいたします。

### ○職員課長補佐

本日お手元にご用意させていただいた資料を申し上げます。1点目が本日の次第となっております。続いて2点目が「令和7年度船橋市特別職報酬等審議会第3回資料」となっております。以上となります。

### ○山本寛会長

前回、2回目の審議会におきまして、お話した通り、今回3回目の審議会で決めるべき点について3つ決まったかと思います。

1点目が、給料月額については引き上げということが2回目で決まりました。

2点目です。退職手当については給料月額が引き上げになれば、率ですので、このまま連動して引き上がるため、その退職手当の試算額をこの後ご説明いただく事務局の資料に基づいて確認の上、皆様に支給割合について判断していただくことになります。

3点目でございますが、今回改定額が決まりましたら、その実施時期についても審議するということになりますのでよろしくお願ひいたします。

以上3点が今回のアジェンダ、決めるべき事項となっております。なお本日先ほどご説明いただいた配付資料ですが、事務局と私の方で内容について事前に検討させていただいております。それでは配付資料につきまして、事務局からご説明よろしくお

願いいたします。

### ○職員課長補佐

それでは事務局より資料の説明をさせていただきます。お手元の第3回目の資料をご覧ください。1枚めくっていただきますと、目次となっております。

3ページ目が、市長の給料月額 改定率について、ということで、7つの改定率の案についてご説明します。

4ページ目が、改定率の案①～⑦について、それぞれ給料月額や月収などがどのようになるかご説明します。

5ページ目が、項目ごとの中核市の順位ということで、改定率の案ごとに、項目ごとの中核市順位をご説明します。

6ページ目以降は、退職手当の説明となります。市長の退職手当のこれまでの経緯、市長の退職手当の試算額について説明いたします。

それでは3ページ目をご覧ください。こちらは、市長の給料月額の改定率についてです。7つの案について説明いたします。

1番上にあります「一般職の職員の給与改定の状況」についてですが、①の一般職の改定率の累計をご覧ください。

平成19年度から令和7年度まで、とありますが、最後に市長の給料月額が改定されましたのが平成18年度の報酬審の答申を受けまして、平成19年4月からとなりますので、そこから現在までの一般職の給料改定率の累計となります。こちらが、8.73%となります。

続いて②になりますが、こちらは、最後に市長の給料月額を審議したのが令和3年度の報酬等審議会で、据え置きの答申となったのですが、その翌年度の令和4年度から現在までの一般職の給料改定率の累計となります。こちらは7.75%となります。

続いて、真ん中の項目をご覧ください。こちらは、他の中核市との比較になりますが「給料月額」を比較したものとなります。

③をご覧ください。こちらは、中核市で人口の多い上位10市における給料月額の平均額を算出したものです。

こちらが、113万5200円となります。現在の市長の給料月額が107万6000円ですので、改定率は、5.50%となります。

④をご覧ください。これは、給料月額が本市よりも上位の中核市の平均額を算出したものです。現在、本市は給料月額が中核市の中で30位となりますので、上位29市の平均額となります。こちらが、112万6400円となりまして、改定率ですと4.68%となります。

続きまして、これも他市との比較になるのですが、ただいま比較しました給料月額以外の項目で本市よりも上位の中核市の平均額と比較したものです。

⑤をご覧ください。こちらは給料月額と地域手当を併せた月収ベースでの比較となります。現在、本市は月収ですと中核市で7位となりますので、上位6市の平均額となります。こちらを給料月額に換算しますと、110万5200円となり、改定率で

すと 2.71%となります。

⑥をご覧ください。こちらは年収ベースとなりますが、月収に12月をかけたものに期末手当を加算したものとなります。現在、本市は中核市の中で5位となりますので、上位4市の平均額となるよう給料月額に換算しますと、109万2200円となり、改定率は1.51%となります。

⑦が任期総額となります。こちらは任期である4年間の総支給額で比較したものです。4年間の年収に退職手当を加算したものとなります。現在、本市が12位となりますので、上位11市の平均額となります。これを給料月額に換算しますと、111万7200円となり、改定率は3.83%となります。

続きまして、4ページをご覧ください。ただいま説明しました案の改定率を順番に並べまして、それぞれの金額と中核市における順位を示した表となります。

改定率についている①から⑦までの番号は前のページの改定率と同じ番号となっており、改定率の順番に並べているため、⑤⑥⑦については、⑦⑤⑥の順となっております。

はじめに、1番上のグレーの部分をご覧ください。こちらが現在の額と順位になります。(1) 給料月額ですと、107万6000円で、中核市で30位。(2) の給料月額に地域手当を加えた月収ですと、120万5120円で、中核市で7位となります。(3) の年収ですと、2111万3702円で、中核市で5位。(4) の任期総額ですと、1億717万9928円で、中核市で12位となります。

その下の改定率については、代表的なものだけご紹介いたします。1番高い改定率で①8.73%ですと、(1) の給料月額が116万9900円で7位。(2) 月収が131万288円で1位。(3) 年収が2295万6246円で1位。(4) 任期総額で1億1653万3274円で2位となっております。

中間にあります、④の改定率4.68%ですと、(1) 給料月額が112万6400円で13位。(2) 月収が126万1568円で2位。(3) 年収が2210万2671円で2位。(4) 任期総額が1億1220万254円で4位となります。

1番低い改定率が、1番下の⑥1.51%となります。(1) 給料月額が109万2200円で24位。(2) 月収が122万3264円で4位。(3) 年収が2143万1585円で2位。(4) 任期総額が1億879万3600円で9位となっております。

1番下には参考として、千葉市の金額を掲載しています。現在、本市は千葉県・千葉市に次いで3位となっていますが、今回の改定率のいずれを採用しても、直近上位の千葉市の金額を超えることはありませんので、参考として掲載しました。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、中核市での順位を一覧で、上位30市を示したものとなります。なお、金額は令和7年4月1日時点のもので、各市における特例的な減額措置は反映していません。

こちらの表の見方についてですが、はじめに、各一覧の中で薄く緑色となっている箇所が「船橋市」となります。現在の額と順位が記載されています。各一覧の左側に番号が入っているのですが、先ほどの資料での改定率の番号と連動しています。例え

ば①の改定率 8.73% ですと、給料月額で赤い線のところなのですが、中核市で 7 位となります。そのすぐ右側の一覧で、給料月額と地域手当を併せた月収ベースですと、赤い線の①のところで、1 位となります。さらにその右側の一覧、年収ベースですと、同じく赤い線の①のところで、1 位となります。1 番右側の一覧で、任期総額ベースですと、赤い線の①のところで、2 位となっています。

他の番号についても同様の見方となります。同じ順位で番号が重なっている箇所があります。例えば、左側から 2 番目の一覧表である、給料月額と地域手当を併せた月収ベースの一覧ですと、黒い点線になっているところについては、②③④⑦ の改定率が同じ順位に貼り付くこととなり、その右側の年収の一覧ですと、同じく黒い点線になっているところで、④⑤⑥⑦ が同じ順位に貼り付くこととなります。こちらの一覧の説明は以上となります。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。退職手当の支給割合の改定の経緯をご説明します。左側が改定の経緯となりまして、右側のグラフは退職手当の支給率を示しています。右側のグラフをご覧ください。縦軸が年度を示しており、横軸は一般職の退職手当の支給率となりまして、左上にある 80 が 100 分の 80 を意味しており、右上にある 105 は 100 分の 105 を意味しています。

左側の経緯をご覧ください。本市では、5 年に 1 回の国の国家公務員の退職手当の改定を踏まえて、報酬審に諮ってきた経緯があります。①の水色のところなのですが、「平成 24 年度に、国の改正により一般職の退職手当の支給水準を、平成 25 年から 27 年にかけて、段階的に減額していくこととなった」とあります。これについては、右側のグラフをご覧ください。番号と色が運動しているのですが、①の水色の矢印のところで、①一般職が黒の三角で ▲ 16.35% というところで、平成 25 年から 27 年にかけて 16.35% の引き下げ、となっております。

左側の経緯にお戻りください。緑色の②についてですが、「平成 25 年度の報酬審の答申を受けて、市長の退職手当の支給率が 20% 引き下げとなった」とあります。再度、右側のグラフの緑色の矢印をご覧ください。②の H25 報酬審の引き下げで、市長が 20% の引き下げ、とあります。この時、市長の退職手当の支給率は、一般職の引き下げ率を上回る 20% となり、この赤い点線のところまで引き下げとなりました。

再度、左側の経緯にお戻りください。オレンジ色の③のところですが、「平成 29 年度の国の改正に伴い、一般職の退職手当の支給率が引き下げとなり、平成 24 年度の引き下げと併せて 19.52% の引き下げとなった」とあります。右側のグラフのオレンジ色矢印の③をご覧ください。③一般職が 19.52% の引き下げとなりました。

左側の経緯、④の赤い色の記載をご覧ください。「令和 3 年度の報酬審の答申を受けて、市長の退職手当の支給率は据え置きとなった。」とあります。右側のグラフの、オレンジ色の矢印の③のところをご覧ください。平成 29 年度に引き下げた一般職の支給率 19.52% が、その上の緑色の矢印の②のところ、平成 25 年度の段階で引き下げた市長の支給率 20% を超えていない状況でした。令和 3 年度の報酬審ではこのことを説明させていただき、これ以外の要因も踏まえてではありますが、結果とし

て令和3年度の報酬審では、市長の退職手当の支給割合は据え置きの答申となりました。

なお、米印のところなのですが、5年に1回の国の改定について、平成29年度の次の令和4年度におきましては、退職手当に関する官民較差が小さかったことから、国の改正はありませんでした。そのため、これまで報酬審で審議をするにあたり参考としてきた国の改正が、今回はない、という状態となっています。

左下の「今後の見通し」をご覧ください。今後の国の改定についてですが、国からの通知によりますと、令和9年度に官民比較の調査を実施する予定とありますので、令和9年度以降に国の改定が予定されています。退職手当の支給割合の改定の経緯については以上となります。

続きまして、7ページ目をご覧ください。こちらは、今回、給料月額を改定した場合に退職手当の額がどのくらいになるかを示した一覧となります。表をご覧ください。給料月額改定後の退職手当との差額を示したものです。項目についてですが、1番左側の緑色の項目が先ほどご説明しました「改定率」で、①8.73%から順番に⑥1.51%まで並べたものとなります。そのすぐ右側の項目が、各改定率を反映した給料月額となります。また、そのすぐ右側が支給率ごとに差額を示したものです。

表にある、ピンク色の項目をご覧ください。現行の支給率である0.44を据え置いた場合としますと、例えば、①の改定率8.73%ですと、退職手当の額が、赤字の部分の現在の退職手当額の2272万5120円と比較して、2470万8290円となり、その差額としては198万3170円の増額となります。

さらに右側の緑色の項目をご覧ください。退職手当の支給率を現行の0.44から0.48に引き上げた場合の項目となります。この場合ですと、今の①の改定率8.73%ですと、現行の退職手当と比較して2695万4500円となり、その差額は422万9380円の増額となります。

さらにその右側の水色の項目をご覧ください。現在の支給率である0.44に引き下げる前の支給率である0.55の場合ですと、①の改定率の場合で、退職手当の額が3088万5360円となり、現行と比較して816万240円の増額となります。

また、1番低い改定率である⑥1.51%についてもご説明いたします。給料月額は109万2200円となり、現行の支給率0.44ですと、現行額と比較して34万2140円の増額となります。

その右側の項目ですが、支給率を0.48に引き上げた場合、現行額と比較して243万9170円の増額となります。

さらにその右側の項目ですが、支給率を0.55とした場合には、現行額と比較して610万8960円の増額となります。配付資料についての説明は以上となります。

なお、各資料でお示しました給料月額は、答申に掲載する際には端数を処理した金額となりますので、その点をご了承ください。事務局より、説明は以上となります。

○山本寛会長

ただいま、事務局から資料の説明がございました。この資料につきまして、皆様方何かご質問等ございますでしょうか。山本委員、よろしくお願ひします。

○山本委員

退職手当に関する7ページの関係なのですが、0.55というのは平成25年報酬審の引き下げ前の数字だと思います。このとき20%削減して0.44になっているかと思うのですが、これを真ん中のレーン0.48にした場合に、報酬審の引き下げ率が、マイナス20%からいくつになるのかをお伺いしたいです。

○職員課長補佐

事務局です。支給率を0.55から0.48にしたときには、約13%の引き下げとなっております。

○山本委員

ありがとうございます。

○山本寛会長

山本委員よろしいでしょうか。他に、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

○山本寛会長

では、これより審議に入りたいと思います。決めるべきことは先ほどご説明した3つですけれども、はじめに2番目の方、退職手当の支給割合についてご審議いただきたいと思います。先ほども事務局の説明をまとめると、3点あるかなと思います。1点目が、退職手当について、国の改正に伴って審議会で諮詢ってきたという経緯があるということ。2点目が、次回の国の改正が、次々年度である令和9年度以降であるということ。3点目が、先ほどの資料にもあります通り、給料月額が引き上がると、率ですので、退職手当の額も連動して引き上がると、こういう説明があったと思います。それでは委員の名簿一覧の順にご意見を頂戴したいと思います。すなわち、退職手当の支給割合について。ではまず、伊藤委員よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員

退職の率に関しては、現行のままでいいのではないかと感じています。ベースアップする予定ですので、退職手当自体が自然に上がるということで、現行でよろしいのではないか。一般的にも、よその企業でも退職金を上げているというのは今の時代あまりないのかなっていうところなので、そういったところも加味してそう感じました。

○山本寛会長

ありがとうございます。据え置きという方針で。それでは、次に佐藤委員よろしくお願ひします。

○佐藤委員

今、伊藤委員がおっしゃったのと同じなのですが、今の世論が退職手当を大きくしていくというのはあまり見受けられないことを考えますと、割合自体は据え置きでいいのかなということと、現状での官民較差や、次々年度の官民較差調査を予定していることを考えれば、現状の0.44でいいのかなと考えます。

○山本寛会長

ありがとうございました。佐藤委員からは、現在の官民較差等を勘案して、据え置きでよいのではないかというご意見をいただきました。ありがとうございました。それでは、篠田委員よろしくお願ひします。

○篠田委員

私も現状のままでよろしいのではないかと思います。以上です。

○山本寛会長

ありがとうございました。篠田委員からは、据え置きというご意見をいただきました。続いて、茶谷委員よろしくお願ひします。

○茶谷委員

はい、私も同じですけど、2年後に官民の比較調査する予定があるようなので、それを鑑みてからでよろしいのではないか、と思います。以上です。

○山本寛会長

ありがとうございます。2年後の検討があるということで、据え置きというご意見をいただきました。それでは、早川委員よろしくお願ひします。

○早川委員

はい、私も皆様と同じ意見でございまして、連動かつ据え置きということでよろしいかと思います。

○山本寛会長

ありがとうございます。同じく連動ということで据え置きというご意見をいただきました。では、山田委員よろしくお願ひします。

○山田委員

はい、私も支給割合については、現行の0.44のままでよろしいかと思います。

○山本寛会長

ありがとうございます。山田委員からは、据え置きでよろしいのではないかというご意見をいただきました。では、山本委員よろしくお願ひします。

○山本委員

もともと引き下げすぎているところもあったかと思い、当初はそれを一定戻すということで上げることも有りなのではと思っていたのですが、先ほど事務局から回答のあった通り、0.48にしたとしても、マイナス20%がマイナス13%ということで、一般職とも乖離してしまうというところで、どちらかというと据え置きでよろしいのではないかと思いました。

○山本寛会長

ありがとうございます。先ほどの事務局の試算結果等に基づいて、据え置きでよろしいのではないかというご意見をいただきました。最後、吉田委員よろしくお願ひします。

○吉田委員

私も、皆様と同じように、現行のままでよろしいのではないかと思います。

○山本寛会長

据え置きというご意見、ありがとうございます。それでは、支給割合については、皆様から今回据え置きでよいのではないかというご意見を頂戴しております。このことについてご意見ございますでしょうか？

(意見なし)

それでは、退職手当の支給割合については、据え置きすることとしてよろしいでしょうか？

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、退職手当の支給割合については据え置きということにさせていただきます。

次に、先ほどお話しした1番目の検討事項の、給料月額について、皆様にご議論いただきたいと思います。先ほど事務局からご説明ありました通り、①～⑦の具体的な案を示していただきました。

これらに基づきまして、委員の皆様にご意見を頂戴したいと思います。また改定率ですね、引き上げという方針は前回決まっていて、改定率もしくは金額をできれば具体的にお答えいただいて、その理由も頂戴いただければと存じます。それでは先ほど

と同じ順番通りということで、伊藤委員よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員

まず金額のベースアップですね。結論で言うと、③でいかがかという回答でございます。理由につきましては、給料のベースアップですね、色々知らなかつた部分もあるのですが、調べてみたところ、統計上3%台から7%台というところだったので、この中で言つたら平均的なところを取つて5%と。その後の順位とかも出ていると思いますが、人口が中核市の中で1位ということで、年収も1位になつてしまふところもありますが、そこはいいのではないかということで考えました。

○山本寛会長

ありがとうございました。伊藤委員からは③5.5%というご意見を頂戴いたしました。ベースアップ率を加味してということでございます。では引き続きまして、佐藤委員よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員

給料月額プラス地域手当も含めて考えるべきではないかというのがあって、そうなると、ご説明のあった資料からすると、⑤⑥あたりを採用するのが妥当かなと思いました。ただ、⑥に関しては期末手当も含んできますので、期末手当が安定的に出ているということであれば、まあ、⑤か⑥あたりの率で採用するはどうかと思っています。第1回目の資料の中で、中核市の人口上位10市比較というのがあって、現状だと5位ということでしたが、おそらくこの⑤⑥あたりの2%前後を採用したとしても、その順位に関しても、おそらく上位3位か2位あたりに行くのではないかということも含めて、私は⑤か⑥あたりで採用してはいかがかなと思います。

○山本寛会長

佐藤委員ありがとうございました。地域手当も含んでご検討されたということで、⑤か⑥のペース、改定率2.71か1.51くらいということでご意見頂戴いたしました。引き続いて、篠田委員よろしくお願ひします。

○篠田委員

私は④か⑦というところでよろしいのではないかと思っています。理由としましては、前段でも申し上げましたが、1位でなければいいということで、④か⑦、まあ④でいいのかなと考えています。以上です。

○山本寛会長

篠田委員ありがとうございます。諸般の事情を考慮されて④か⑦、強いて言えば④というご意見を頂戴いたしました。続きまして、茶谷委員よろしくお願ひします。

○茶谷委員

私も連合の立場から言いますと、年5%の賃上げという形で目標にしているんですけども、大体、平均だったら1%3,000円ぐらいで考えているんです。そうすると、今ここ3年ぐらいで大体45,000円くらいの引き上げを目指しているところもありますので、まあその辺がベターではないかと思います。

○山本寛会長

ありがとうございました。最近の年5%の引き上げの目標、それから1%あたりの金額等を勘案されて、年5%ぐらいの改定率がよろしいのではないかというご意見を頂戴いたしました。では、引き続いて早川委員よろしくお願ひいたします。

○早川委員

私はいろいろ見せていただいた中では④か⑦、この辺が妥当ではないかなと。市民感覚から見て、1位になる必要はないけれど、2位か、あるいは給料月額で13~17位ぐらいが妥当な線かと見ております。以上です。

○山本寛会長

ありがとうございました。市民感覚の観点から検討されて、また順位等を鑑みて、④か⑦がよろしいのではないかというご意見頂戴いたしました。引き続きまして山田委員よろしくお願ひいたします。

○山田委員

私は資料をいただいたときに、給料月額という観点で行くと、①②が理屈的には合っているのかなと感じたのですが、先ほどもご意見ありましたが、それ以外に地域手当というものがあります。そこを鑑みると、地域手当がかなり多い部類だと思いますので、トータルにするとそれなりに膨らんでくるということでいくと、現実的にはまる③か④が妥当ではないかなと。先ほど③にすると1位になってしまふところがあるというのもちょっと引っかかるところではあるのですけども、ただこれ現時点での話だと思いますので、他市がどういう風に動くかということも分からないので、今後4年間はそのままということを考えると、1位でいるということはないかなと。ダンツでということであれば別ですけど、まあそこ辺はちょっと微妙なところかなと。私も③か④、どちらかと今決めかねている状況ですけれども、先ほど出ましたようにその5%前後というところが落としどころではないのかなと思います。以上です。

○山本寛会長

ありがとうございました。地域手当のボリューム等を勘案されると③か④がよろしいのではないかと。5%前後ということも含めてご意見を頂戴いたしました。では、山本委員よろしくお願ひします。

○山本委員

まず、また1回目で確認されたように、本審議会の対象から地域手当と期末手当は

除外されているというところから、これらは考慮に入れず、給料月額のみに焦点を当たった考え方でいいかなと思っております。それを前提に考えまして、人口65万人に対する責任に応じた金額を実現する、というところを重視しまして、少なくとも中核市の人団上位10市における平均値、あるいはそれ以上であることが望ましいのではないかと思ったところから、私としては③、人口ベースということが、判断材料として、また明確になっていていいのかなと。ですので、③の5.50%、こちらが妥当なのではないかと考えました。

○山本寛会長

ありがとうございました。地域手当と期末手当は特に考慮に入れない方がいいのではないか、それから60万人市民に対する責任、それから中核市上位10市における位置づけ等を考えて、③がよろしいのではないかとご意見を頂戴いたしました。では、吉田委員よろしくお願ひいたします。

○吉田委員

私も、③の5.50%、地域手当はその時の状況によるか分からぬのですが、③の5.50%でお願いしたいと思います。

○山本寛会長

ありがとうございました。地域手当とやはり別にされて、③がよろしいのではないかというご意見を提供しております。

委員の皆様、全員からのご意見をいただきましたが、他にご意見やご質問はござりますでしょうか。

(意見なし)

特に追加してのご意見はございませんでしょうか。それでは、この2番目の議題につきまして、そろそろ意見を集約したいと思います。市長の給料について様々なご意見を頂戴いたしました。全体として鑑みて、何人かの先生方からまず、パーセントとして5%前後ということが、何人かの先生から出していただいたと思います。そして、比較的多かったのが③か④というところですかね。5%ということをおっしゃった先生も、大体③ということになります。もちろん、⑦をおっしゃられた先生もいらっしゃるのですけれども、大体、委員の先生方の意見をまとめると③か④という形になるかなと思います。額を決めていかないといけないという観点、とりあえず私のまとめとして③か④ということなんですけれども、改めて③と④を比べられて、またはその周辺の額を比べられて、補足のご意見等ございましたらよろしくお願ひします。どちらかまたは具体的に決めていかないといけませんのでよろしくお願ひします。佐藤委員、よろしくお願ひします。

○佐藤委員

皆様のご意見をお聞きしまして、先ほど65万人という人口等を考えてありましたので、そこを考えると③と④というところに関しては賛成なのですが、個人的には地域手当というのをどう考えるか、これを含んでということで考えますと、私は④あたりでと感じたところです。

○山本寛会長

ありがとうございました。どちらかといえば④というご意見をまた頂戴しております。他の委員の先生方、いかがでしょうか。どちらか、具体的な金額または率ということになりますので。

(意見なし)

まあ、高い率を出された方もいらっしゃるし、低い率を出された方もいらっしゃいますが、③も④も両方とも非常にあるということなのですが、1位になるかどうかは、確かに今後の他市の動向によるというご意見も出されまして、あと5%ということをおっしゃられた方も多くいますので、そうすると、どちらかというと③ではないかな?という形でございますが、それに対するいかがでしょうか。本会議において③という、具体的に申し上げると5.5%ということでございますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

では、全体として③の5.5%を支持するご意見が多かったということで、今審議会における決定事項としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、2番目の議題としては③の5.5%の改定率ということにさせていただきます。

今、田中委員がいらっしゃいました。

○田中委員

申し訳ございません。船橋青年会議所の田中と申します。これから参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○山本寛会長

それでは、改定率の方が決まりましたので、3番目の議題として、実施時期について審議をいたしたいと思います。こちらについては、実施時期を判断するにあたり、事務局から改定に必要な手続きについてご説明よろしくお願ひします。

○職員課長補佐

事務局でございます。まず、市長の給料を改定するにあたりまして、特別職の職員の給与等に関する条例を改正し、必要な予算措置をすることとなります。その手続きについてですが、答申の内容を踏まえた条例案を作成しまして、最短ですと、次回令和8年3月に開催する第1回定例会に条例案を提出することとなります。以上です。

○山本寛会長

ありがとうございました。これから条例案を作成されるということ、そして最短で来年3月の議会に提出できるということですが、条例改正のための準備期間や、ちょうど年度の切り替え時期ということを考えますと、来年、令和8年の4月1日が実施時期の候補となるかと思いますけども、このことについて皆様ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、実施時期につきましては、令和8年4月1日とするこどよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは3点の決定事項の確認をさせていただきます。まず1点目、給料月額については、改定率を、事務局の案でいうと③の5.5%。それから2番目、退職手当の支給割合については、据え置き。3番目、改定の実施時期について令和8年4月1日とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、よろしければ本日、皆様方からいただいたご意見をもとに事務局と私の方で答申案として取りまとめて、改めて皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。それでは、事務局から連絡事項をよろしくお願ひいたします。

○職員課長補佐

事務局です。連絡事項となります。先ほど会長からもお話がありましたが、事務局と会長とで話をさせていただいて答申案を作成いたします。給料月額についてですが、今回決まりました改定率により算出した額を端数処理した上で、具体的な金額として答申案に掲載しますのでご了承ください。作成した答申案は皆様に送付いたしますので、内容をご確認いただくこととなります。その後、いただいたご意見を元に答申として取りまとめ、答申を会長から市長に提出する流れで考えております。以上となります。

○山本寛会長

ただいま、事務局から今後の流れについてご説明がございました。何かご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。非常にスムーズな議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、これで終了といたします。皆様ありがとうございました。

11時20分閉会